

奈良県教育委員会と公立大学法人奈良県立大学との  
教職員の研修実施に関する協定書

奈良県教育委員会（以下「甲」という。）と公立大学法人奈良県立大学（以下「乙」という。）とは、乙が設置する奈良県立大学附属高等学校（以下「附属高校」という。）の教職員の研修の実施に関して、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、乙が附属高校の教職員に実施すべき研修を、甲の協力を得て円滑に運営することを目的とする。

（研修の協力内容）

第2条 乙が附属高校の教職員を対象に研修を実施する際、その運営が効率的でなく又は高い効果が望めない場合、甲及び乙が協議のうえ、附属高校の教職員は甲が実施する研修を受けることができる。

（有効期間）

第3条 この協定書は、令和4年4月1日から効力を有するものとする。なお、甲及び乙のいずれからも改廃の申し入れがない限り、効力を有するものとする。

（その他）

第4条 この協定及びその運用に疑義等を生じた場合には、その都度、甲及び乙との間で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和4年 月 日

甲 奈良県教育委員会  
教育長 吉田育弘

乙 公立大学法人奈良県立大学  
理事長 北岡伸一